

福島県東白川郡塙町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 議会の改革を实践

平成14年に近隣3町村の合併協議会を立ち上げ合併に向けて協議したところである。しかし、翌15年に実施した合併の賛否を問う住民投票において合併反対が過半数を占め、合併しないことを選択した。

このような中、交付税削減などと相まって行財政改革が進められ、議員報酬や定数の見直しを行うこととなった。議会は特別委員会を設置し検討をした結果、それまでの定員を4人削減し14人とする見直しを行った。同時に議会改革の機運が高まり様々な行政課題をより深く理解し監視機能を強化するため、一般質問への一問一答方式の導入、審議時間を十分確保するため、会議時間を1時間延長するなどの改革を行った。平成19年には、一般質問において論点を明らかにし、議論を深めるため執行者への反問権を認める取組を行った。平成20年には、議会のさらなる活性化のため設置された議会活性化委員会が議会報告会の実施を企画立案し、各地区で議会報告会を行った。これは、平成23年まで毎年4回定例会終了後町内各会場で実施された。また、平成23年には議員定数と議員報酬の検討を行い、議員報酬を削減している。

これらの取組を当議会が他に先駆けて行ってきたという自負心と改革の志は現在まで脈々と受け継がれている。このような中、これまでの改革の取組や新たな取り組みを明文化しさらなる改革を進めるため平成26年9月議会基本条例を制定した。制定にあたっては、議員間の協議のほか住民との意見交換会や意見公募を実施したが、議員と町民が本町の政策課題に関しての意見交換を通じ、議会基本条例制定過程そのものが住民にとってより身近な議会への第一歩となった。

(2) 政策づくりの实践

本議会に設置された総務文教常任委員会、経済厚生常任委員会が本町の執行機関の事務を所管するが、付託された事件や請願等審査のほかそれぞれの委員会で所管する事務調査を行っている。現地調査、先進地視察等を実施し、必要に応じ執行機関への提言的要素も加え報告書を取りまとめている。

また、町政全般にかかわる重要な事件に関しては常任委員会合同の事務調査や特別委員会を設置して対応している。これまで町税等の収納率向上や子育て支援に関する調査などを合同で行った。特に、東日本大震災による原発事故に伴う風評被害に関しては、両常任委員会の連合審査会を開き町内産業への影響を調査し、その結果を提言書として取りまとめ執行機関へ提出した。

なお、政策づくり研修強化のため各研修機関による研修にも議員を派遣し、議員の資質向上に努めている。

議会基本条例には研修結果を議員個人の意見を添えて公表すると規定されており、各議員個人の報告書の作成はもちろん、その公表も義務付けられている。また、これまで派遣結果の詳細を全議員に知らせる機会がなかったが、全員協議会で詳細の報告を行い全議員が共有することによって政策づくり機能の強化を図っている。

(3) 監視機能の発揮

監視機能の充実のためには執行機関との適切な関係が求められる。本議会では平成13年に長の諮問機関の委員には条例で定めのある場合を除いて就任しないとしてきた。今後は、原則委員に就任しないようにするため執行機関に条例改正を要請している。

また、懸案となっている事業等は各常任委員会の事務調査においてその内容を調査、必要に応じ調査結果を執行機関に報告するとともに、各議員が随時一般質問を行っている。特に、予算決算の審議にあたっては平成26年から特別委員会審議方式とした。委員会では、一問一答方式や質疑の通告制、質疑回数制限緩和、説明員を係長まで拡大など、十分審議ができるような手法を取り入れている。なお、予算決算の委員会審議は透明性を確保するため公開とし、本会議場で実施している。

このほか、事業の是非を客観的に判断できるよう行政評価に関する研修に取り組んでいる。現在、試行の段階であるが今後行政評価の手法により各事業の検証を行う予定である。

さらに、監視機能の強化を図るため議決事件を追加したほか、重要な計画は議会へ報告を求めるようにしている。

2 住民に開かれた議会

(1) 意見交換会

町民に議会活動の内容を報告し意見交換を行うことを目的に、平成20年度から議会報告会を実施。平成23年度までは定例会終了後1カ月以内を目安に町内各地区で実施してきた。報告会の内容は、報告書として取りまとめ全世帯に配布するほか、執行機関への質問や確認は文書で報告、その対応を求めるなど行った。しかし、回を重ねるごとに参加者が減少するなど改善点が明らかになり、開催方法の見直しをしている。平成24年度には試行的に当初予算の内容など新年度の重点事業に関する報告と意見交換の2部構成に改めた。また、議会基本条例制定にあたって町内6か所で意見交換会を実施したように、意見交換会を随時開催することとする一方、住民の要望に応じた意見交換会を実施するため

常時募集を行っている。これらきめ細かい対応により、住民の意見聴取の場づくりに取り組んでいる。

(2) 委員会の公開

平成 26 年 3 月定例会において委員会条例を改正し委員会を原則公開とした。これまでの委員会は、委員長が認めたとき傍聴ができるだけであったが、自由に傍聴できるほか会議録を公開している。現在の委員会室は手狭のため傍聴者を 10 人までとしているが、予算や決算の審査は多くの方が傍聴できるよう本会議場で行っている。

(3) 議会の情報公開

平成 24 年から会議録をインターネット上に公開、翌 25 年には会議録検索システムを導入し、手軽に会議録が閲覧できるようになった。また、平成 26 年 6 月定例から議会録画中継を開始、一般質問の状況が常時インターネット掲載され、傍聴に来られない方などが手軽に視聴できるようになった。

このほか、「議会は何をやっているかわからない。」という町民の声に応え、地元紙に議会の行事予定を定期的に掲載してもらっている。特に、一般質問は議員の通告内容すべてを公表するようにし、町民が質問趣旨等を事前に知ることができるようになった。

また、平成 26 年 1 月からは簡便かつ迅速に情報交換が行えるフェイスブックやツイッターを立ち上げた。議会の行事予定、活動内容を写真入りで掲載し、町内外の方に情報発信している。特に、議会と疎遠になりがちな若者の取り込みが期待される。一方で、議会ホームページは単なるお知らせではなく、議会の情報ボックスとしての役割を担えるよう各種会議の内容や議員の賛否の状況、出欠状況、各種報告書等の掲載に向けてリニューアル中である。

(4) 議会広報

議会広報は、広報編集常任委員会が所管していたが、平成 25 年に広報誌の編集だけでなく広聴機能を併せ持った委員会をめざし名称を広報常任委員会に改めた。同委員会ではまず議会広報「議会だより」を多くの方に読んでいただくため、一般町民 8 名からなる「議会だよりモニター」を設置した。委員から定例会終了後議会だよりや議会運営について意見をいただいている。これらの意見を反映して、広報誌の文字の大きさや色使いなど大幅に見直し、イメージチェンジを図った。また、定例会後約 2 か月かかっていた発行を 1 カ月以内に短縮し、より速く定例会の内容を町民に届けることができるようになった。

3 地域振興のために特別な取組みをした議会

(1) 茨城県高萩市との交流

茨城県高萩市とは県境を越え県道高萩塙線で結ばれている。両市町は交流促

進のため県道高萩埜線整備促進期成同盟会を結成し県道整備に向け活動しているが、これと呼応する形で両議会は毎年県道整備状況の確認や整備促進のための要望活動を行ってきた。現在は、県道整備促進ばかりでなく両市町の施設等の視察や議会運営に関する意見交換などを実施し両市町の交流促進に寄与している。

(2) 風評被害払拭のための都市交流

当町では、3.11 東日本大震災による原発事故の影響による風評被害払拭のため、都市部における農産物の販売やイベントなどに積極的に参加しているが、町民一体となった取り組みを進めるため、各種イベント等に議員が交代で参加した。物販の手伝いやパンフレットの頒布などを通じ消費者の皆さんへ当町の安全性と安心な物産品の PR を実施した。